

湯浅町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

湯浅町教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・ | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・ | 7 |

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は、教育職員の業務量を適切に管理し、心身の健康を確保することで、児童生徒により質の高い教育を提供するために不可欠な取組である。

本計画は、湯浅町長期総合計画の理念を踏まえ、教育職員が本来の使命である授業改善や児童生徒へのきめ細かな支援に専念できる環境を整えることを目的としている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき策定するものである。

湯浅町が掲げる教育の実現には、教育職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教育職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で児童生徒と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

湯浅町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイングを確保し、湯浅町の未来を担う子供たちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 本町の現状

本町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教育職員の業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|---------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月23.6時間 | 5.6% | 0% |
| 中学校 | 月49.0時間 | 51.5% | 13.0% |

※対象：校長・教頭・主幹教諭・教諭・講師・養護教諭・養護助教諭

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校は5.6%、中学校は51.5%であり、割合が多い状況である。また中学校においては、月80時間を上回る割合が13.0%であり、労働環境の整備と抜本的な取組が急務である。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を継続する。

【小学校17.2日・中学校14.9日 ※令和6年度数値】

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・ 各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、湯浅町少年センターが行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察少年センター連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一次的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ・学校徴収金について、口座振替業務支援サービスを活用し、学校の徴収業務の軽減を図る。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等は、地域学校協働活動推進コーディネーターが中心となって行うものとする。なお、当該地域学校協働活動推進コーディネーターと学校との連絡調整については、各校の地域連携担当教員が中心となり、適切な役割分担を行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・対応窓口は、湯浅町教育委員会（学校教育担当）とする。首長部局とも連携し、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減に努める。
 - ・学校事務体制の強化のため、今後、共同学校事務室を整備する方向で検討する。
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ・当該業務を学校において行う場合は、ICT支援員等が積極的に参画する。
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・ICT支援員等が中心となって行いつつ、民間事業者と連携し、対応する。
- ⑨ 校舎の開錠・施錠
- ・用務員等を含め職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑩ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ・学級担任等の特定の教員のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等によ

る負担軽減を促進するとともに、学校特別支援員及び教員業務支援員の積極的な活用を行う。

⑪ 校内清掃

- ・学級担任は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番による負担軽減を促進する。

⑫ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域連携・地域展開を推進する。
- ・令和13年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、引き続き、指導員の配置拡充等を進めるとともに、可能な活動について地域展開を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑬ 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任だけでなく教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑭ 授業準備

⑮ 学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を活用する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑯ 学校行事の準備・運営

- ・関係機関との日程調整や物品の準備等について、必要に応じて外部委託等を検討する。

⑰ 進路指導の準備

- ・生徒の進路に関する情報収集等について、教員、事務職員及び教員業務支援員等の協働を促進する。

⑱ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・生徒指導関係の校内会議において、専門的知見を有するスクールカウンセラー及

びスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、教職員等が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。
- ・福祉担当部署と連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、採点業務や成績処理、出欠管理、学習指導要録にかかる作業などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%にする。【令和6年度：43%】
- ・勤務時間外の電話は、音声メッセージ機能を活用する。

※音声メッセージ対応時間：小学校18:00～7:30 中学校19:00～7:30

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推進する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての学校教育係を相談窓口とする。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、湯浅町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、湯浅町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。